

ものづくり革新総合支援事業 (省エネ生産設備更新型)

～省エネ化や省力化に向けた設備導入を支援～



1. 事業の目的

- ・ 生産工程における省エネルギー化又は省力化に向けた設備更新・導入を支援します。

2. 補助対象者

- ・ 県内に主たる事業拠点と1年以上の事業実績を有する、製造業に取り組む中小企業者（みなし大企業を除く）

3. 補助対象事業

- ・ 生産工程における省エネルギー化又は省力化を目的とした設備の更新等
- ※事務スペース等間接部門に係る設備や建造物の新・増改築、改修等は補助対象外です。
- ※対象となるケースや対象とならないケースの詳細については、ホームページや募集要項をご確認ください。

4. 補助対象経費

- ・ 設備購入費
- ・ 工事費



1. 事業の目的

- ・ 生産工程における省エネルギー化又は省力化に向けた設備更新・導入を支援します。

2. 補助対象者

- ・ 県内に主たる事業拠点と1年以上の事業実績を有する、製造業に取り組む中小企業者（みなし大企業を除く）

3. 補助対象事業

- ・ 生産工程における省エネルギー化又は省力化を目的とした設備の更新等
※事務スペース等間接部門に係る設備や建造物の新・増改築、改修等は補助対象外です。
※対象となるケースや対象とならないケースの詳細については、ホームページや募集要項をご確認ください。

4. 補助対象経費

- ・ 設備購入費
- ・ 工事費



1. 事業の目的

- ・ 生産工程における省エネルギー化又は省力化に向けた設備更新・導入を支援します。

2. 補助対象者

- ・ 県内に主たる事業拠点と1年以上の事業実績を有する、製造業に取り組む中小企業者（みなし大企業を除く）

3. 補助対象事業

- ・ 生産工程における省エネルギー化又は省力化を目的とした設備の更新等
※事務スペース等間接部門に係る設備や建造物の新・増改築、改修等は補助対象外です。
※対象となるケースや対象とならないケースの詳細については、ホームページや募集要項をご確認ください。

4. 補助対象経費

- ・ 設備購入費
- ・ 工事費



1. 事業の目的

- ・ 生産工程における省エネルギー化又は省力化に向けた設備更新・導入を支援します。

2. 補助対象者

- ・ 県内に主たる事業拠点と1年以上の事業実績を有する、製造業に取り組む中小企業者（みなし大企業を除く）

3. 補助対象事業

- ・ 生産工程における省エネルギー化又は省力化を目的とした設備の更新等
- ※事務スペース等間接部門に係る設備や建造物の新・増改築、改修等は補助対象外です。
- ※対象となるケースや対象とならないケースの詳細については、ホームページや募集要項をご確認ください。

4. 補助対象経費

- ・ 設備購入費
- ・ 工事費



5. 補助要件

- 補助率 2 / 3 以内
- 限度額 下限 2 0 0 万円、上限 1, 0 0 0 万円
- 補助対象期間 交付決定日（6 月中旬を予定）から令和 8 年 2 月末まで

6. 募集期間

- 令和 7 年 4 月 7 日（月）～5 月 1 6 日（金） 1 7 時

7. 申請要件

- 次の①～③の全てを満たす 5 年間の事業計画を策定してください。
 - ① 製造業に属する取組であること。
 - ② 県内に所在する事業拠点における取組であること
 - ③ 生産工程における省エネルギー化又は省力を図る取組であること

8. 申請方法

- 秋田県電子申請・届出サービスによる電子申請



5. 補助要件

- 補助率 2 / 3 以内
- 限度額 下限 2 0 0 万円、上限 1, 0 0 0 万円
- 補助対象期間 交付決定日（6 月中旬を予定）から令和 8 年 2 月末まで

6. 募集期間

- 令和 7 年 4 月 7 日（月）～5 月 1 6 日（金） 1 7 時

7. 申請要件

- 次の①～③の全てを満たす 5 年間の事業計画を策定してください。
 - ① 製造業に属する取組であること。
 - ② 県内に所在する事業拠点における取組であること
 - ③ 生産工程における省エネルギー化又は省力を図る取組であること

8. 申請方法

- 秋田県電子申請・届出サービスによる電子申請



5. 補助要件

- ・ 補助率 2 / 3 以内
- ・ 限度額 下限 2 0 0 万円、上限 1, 0 0 0 万円
- ・ 補助対象期間 交付決定日（6 月中旬を予定）から令和 8 年 2 月末まで

6. 募集期間

- ・ 令和 7 年 4 月 7 日（月）～5 月 1 6 日（金） 1 7 時

7. 申請要件

- ・ 次の①～③の全てを満たす 5 年間の事業計画を策定してください。
 - ① 製造業に属する取組であること。
 - ② 県内に所在する事業拠点における取組であること
 - ③ 生産工程における省エネルギー化又は省力を図る取組であること

8. 申請方法

- ・ 秋田県電子申請・届出サービスによる電子申請



5. 補助要件

- 補助率 2 / 3 以内
- 限度額 下限 2 0 0 万円、上限 1, 0 0 0 万円
- 補助対象期間 交付決定日（6 月中旬を予定）から令和 8 年 2 月末まで

6. 募集期間

- 令和 7 年 4 月 7 日（月）～5 月 1 6 日（金） 1 7 時

7. 申請要件

- 次の①～③の全てを満たす 5 年間の事業計画を策定してください。
 - ① 製造業に属する取組であること。
 - ② 県内に所在する事業拠点における取組であること
 - ③ 生産工程における省エネルギー化又は省力を図る取組であること

8. 申請方法

- 秋田県電子申請・届出サービスによる電子申請



9. その他留意事項

- 1事業者につき申請は1回しかできませんが、1回の申請で複数台の更新等を申請することができます。
- 令和5年度、6年度で本事業により補助金の交付を受けた方も申請することはできます。（審査において減点調整をします。）
- 一定の要件に該当する場合は、審査会において加点を行います。
- 申請にあたっては、募集要項をご確認ください。

10. ホームページ

- <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/74198>

11. 問い合わせ・申し込み先

秋田県産業労働部 地域産業振興課 地域産業活性化チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

TEL : 018-860-2231 FAX : 018-860-3887

E-Mail : monokaku-2@mail2.pref.akita.jp



9. その他留意事項

- 1事業者につき申請は1回しかできませんが、1回の申請で複数台の更新等を申請することができます。
- 令和5年度、6年度で本事業により補助金の交付を受けた方も申請することはできます。（審査において減点調整をします。）
- 一定の要件に該当する場合は、審査会において加点を行います。
- 申請にあたっては、募集要項をご確認ください。

10. ホームページ

- <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/74198>

11. 問い合わせ・申し込み先

秋田県産業労働部 地域産業振興課 地域産業活性化チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

TEL : 018-860-2231 FAX : 018-860-3887

E-Mail : monokaku-2@mail2.pref.akita.jp

